

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査によると、六ヶ所村の人口は、平成2年の一時的な落ち込みはあるものの平成12年まで11,000人台で比較的安定した人口を維持してきたが、その後、毎年約80人前後の人口減少が続き、平成に入ってからピークである平成12年の11,849人から平成27年の10,536人へと1,313人減少している。また、生産年齢人口比率をみると、生産年齢人口（15～64歳）では平成12年の68.6%から平成27年の63.7%へと4.9ポイントの減となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現在の人口動態が今後も続くと仮定した場合、本村の人口は令和12年で8,792人と9,000人を割り込むまで減少し、生産年齢人口も令和12年で59.5%まで減少するものと予想されている。

本村の産業別就業者数の変化をみると、平成2年以降の原子燃料サイクル施設の建設とサイクル事業の稼動に伴う従業員の増加により、急速に第二次産業（建設業、製造業）の増加が続いたが、平成12年以降は施設整備が一段落したこともあり、平成17年の2,568人から平成27年の2,346人へと222人の減となっている。また、古くから本村の基幹産業として営まれてきた農林漁業は、昭和55年の2,319人から平成27年の787人へと1,532人減少し、第一次産業の占める産業人口の構成比は昭和55年の48.1%から平成27年の13.0%と大幅に減少している。一方、研究施設の整備等に伴い、学術研究や各種サービス業などの第三次産業はその割合が高まっている。

本村の事業者は、中小企業者が中心であり、産業別事業所数では、平成21年の625事業所から平成28年の530事業所へと7年間で95事業所が減少しており、主に、宿泊業・飲食サービス業で19.1%の減、生活関連サービス業で10.3%の減、卸売・小売業で9.9%の減となっている。

これまでは、原子燃料サイクル事業や再生可能エネルギー等の新たな産業により比較的安定した雇用に支えられてきたが、人口減少・少子高齢化の進展と、基幹産業である農畜水産業の停滞や村民のライフスタイルに直結する生活関連サービス業の衰退等が続けば、さらなる人口流出に繋がる可能性があり、消費人口の減少など地域経済活動の停滞、ひいては本村の活力低下への影響が危惧される。

このことから、生産性の高い設備等の導入を促進することで、村内中小企業者の経営基盤強化や質の高い労働環境整備により、人材不足を解消、後継者不在を解決し、より競争力の高い持続可能な企業の育成を目指すものである。

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の高い設備等への積極的な投資による村内中小企業者の経営基盤強化を図るとともに、当該投資による効果を検証・実感することで計画的かつ継続した投資に繋げ、村内中小企業者の持続的な発展と経営力向上を目指す。については、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本村の産業は、農畜水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えている。

よって、本計画において対象とする設備は、これら全ての産業における設備投資を支援する観点から、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本村は青森県下北半島の付け根に位置し、南北 33km、東西 14km、面積が約 253k m<sup>2</sup>と広大で、主要産業は、北部が漁業、中部が商工業、南部が農業、南西部が酪農業と広域に渡って多様な産業が営まれている。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象となる区域は村内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本村の産業は、農畜水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えていることから、本計画においては、これら全ての産業における設備投資を支援する観点から、全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、先端設備等導入による業務の効率化、省エネの推進、新商品の開発等、多様であることから、労働生産性が年率 3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 3 年間とする（ただし、生産性向上特別措置法の廃止日までとする。）。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者において3年間、4年間、5年間のいずれかの期間を選択し、設定するものとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、計画認定の対象としない等、健全な地域社会の発展に配慮する。
- ③村税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。